

# 令和7年度

(令和7年4月1日改正)

## 豊橋市家庭用エネルギー設備導入補助金のご案内

太陽光発電設備や燃料電池（エネファーム）等は、環境に優しい設備です。豊橋市では、地球温暖化防止対策の一つとして、市民が自ら居住する市内の住宅に以下の設備を設置する際にその費用の一部を補助する事業を行っています。

補助対象設備	補助額
太陽光、HEMS、リチウムイオン蓄電池の一体的導入	一律 12 万円
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	一律 16 万円
燃料電池（エネファーム）	一律 4 万円
リチウムイオン蓄電池	1 万円×蓄電容量 kWh（上限 7 万円） 又は補助対象経費×1/20 の低い方
太陽光発電設備パワーコンディショナの更新	補助対象経費×1/5（上限 5 万円）
太陽熱利用設備	自然循環型 一律 2 万円 強制循環型 一律 3 万円

### 補助対象者

補助対象者は、次のすべての項目を満たす方です。

○自ら居住する又は居住予定である豊橋市内の住宅（住民票に記載されている住所地にある住宅に限る。また、店舗等との併用住宅を含む。）に設置しようとする個人の方

○豊橋市が徴収する税を滞納していない方

○とよはしエコファミリー宣言の取組項目を確認し、エコファミリーの登録に同意する方

○設置工事完了後の交付申請書を提出期限内に確実に提出できる方

※提出期限は、同時に申込みされた設備全ての工事完了（太陽光発電の連系日・設備の保証開始日等）から **2カ月以内または3月13日** の早い方です。ただし、工期や補助対象設備等によりこの限りではありません。詳しくはホームページに要綱を載せておりますので、ご確認ください。（要綱第8条関係参照）

**※申請者本人または同一世帯に属する者が過去に同一設備で同様の補助金交付を受けた場合は、上記の補助金交付を受けることができません。（補助対象設備ごとに1世帯につき1基）**

### お知らせ

○対象設備・様式・提出書類・補助対象条件等が変更となりましたので、ホームページをご確認ください。

○交付申請の提出期限が変更となりました。本補助事業は愛知県との協調補助事業として行っています。令和8年3月31日までに補助対象者への支払いまで完了している必要があるため、**令和8年3月13日（金）**が交付申請書類の最終提出期限となります。

○申請書等の様式は豊橋市役所のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/49738.htm>

<問合せ先> ☎440-8501 豊橋市今橋町1番地  
環境部 環境政策課

TEL (0532) 51-2417 FAX (0532) 56-5126

## 補助金交付の手続き

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。  
(提出書類がすべて揃った時点で受付となります。)

### 事前の申込み

補助金交付対象設備の工事着工の14日前までに「家庭用エネルギー設備導入補助金事前申込書」(様式第1)と添付書類を提出してください。(要綱第6条参照)  
※ZEHの事前申込みの際、国ZEH補助金の交付決定通知書の写しを提出できない場合は、理由書等を添付いただくことで受付いたします。  
複数の設備を同時に事前申込みする場合、最も早い設備の工事着工の14日前までに事前申込みしてください。

### 事前申込みの受理

事前申込書の内容を確認しましたら、申込者ご本人に事前申込書受理のご案内をお送りします。  
受理がされてから補助金交付対象設備の工事を開始してください。

### 工事着工から工事完了期間まで

工事中止や補助金交付予定額の変更などをする場合には、変更手続きが必要です。  
速やかに「事前申込変更申請書」(様式第5)と添付書類を提出してください。  
(要綱第7条参照)

### 工事完了

表面に記載の提出期限内に、「家庭用エネルギー設備導入補助金交付申請書」(様式第7)と添付書類を提出してください。(要綱第8条参照)

### 交付申請書提出

- ①交付申請書等をご提出いただいた後、市は内容の審査及び必要に応じて現地調査等により事業実施の確認を行い、「補助金交付決定通知書」をお送りします。  
(交付申請書受領後、およそ2か月後に通知)
- ②補助金交付決定通知書の発行からおおよそ1か月後、ご提出いただいた「補助金請求書」(様式第20)に記載された口座に補助金を交付します。

### 手続き完了

### 提出方法

○郵送 ○窓口 ○電子申請

※受付時間・・・8:30~17:15

(提出期間内で受付時間を過ぎた場合は、翌開庁日が  
受付日となります。)

電子申請申込  
二次元コード



### 注意

○補助金交付を受けた設備を交付要綱に定める使用の年数内に処分(設備の売却、譲渡及び廃棄等のほか、設備付き住宅の売却等を含む)した場合は、一部補助金の返還が必要です。また、補助金の返還手続きには各種証明書(有料)が必要となる場合があります。  
○交付申請書の提出が要綱第8条第5項及び第6項により、事前申込みの翌年度以降となる場合は、交付申請書を提出する年度の補助制度及び予算により補助金を交付します  
**(制度の廃止や補助額の増減の可能性あります)。**

【提出先】〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市役所 環境部 環境政策課(西館5階)

電子申請は、上記「電子申請申込二次元コード」からお申し込みください。